

15. 土  
日本開発銀行登記令要綱

日本開発銀行登記令要綱

一、 日本開発銀行は、左の登記を行う。

(1) 設立の登記

(2) 従たる事務所の新設の登記

(3) 事務所の移転の登記

(4) 変更の登記

(5) 代理人の登記

二、 前各号の登記にはその事実を証する書面を添附しなければならぬ。

三、 設立の登記は總裁、副總裁、理事及び監査の全員の申請によつて  
その他の登記は、總裁の申請によつてする。

裏面白紙

日本開発銀行登記令（案）

内閣は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（設立の登記）

第一條 日本開発銀行の設立の登記は、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

第二條 設立の登記には、左の事項を掲げなければならぬ。

- 一　名称
- 二　事務所
- 三　資本金
- 四　総裁、副総裁、監事及び監事の氏名及び住所
- 五　副総裁又は理事の代表權を与えたときは、その者の氏名
- 六　日本開発銀行は、設立の登記をした後二週間以内に、從たる事

務所の所在地において前項に掲げる事項を登記しなければならぬ  
い。

〔従たる事務所の登記〕

第二條 日本開発銀行が成立した後従たる事務所を設けたときは、  
主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設  
けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間  
以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所  
在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記  
しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管  
轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従た  
る事務所を設けたことを登記すれば足りる。

〔事務所の移転の登記〕

第三條 日本開発銀行が主たる事務所を移転したときは、旧所在地

においては二週間以内に多云の登記をし。新所在地においては三週間以内に第一條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし。新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第四條 第一條第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第五條 従たる事務所の業務に關しあ切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人の選任があつたときは、二週間以内に

これを置いた事務所の所在地において代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び代理人の代理権の消滅についても同様とする。

（管轄登記所及び登記権）

第六條 日本国勧業銀行の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 各登記所に、日本勧業銀行登記権を備える。

（登記の申請人）

第七條 設立の登記は、日本勧業銀行の総裁、副総裁、理事及び監事の全員の申請によつて、その他の登記は、総裁の申請によつてする。

（登記の申請書の添附書類）

第八條 設立の登記の申請書には、定款、出資の払込のあつたこと

を証する書面及び役員の資格を証する書面を添附しなければならない。

第九條　事務所の新設又は事務所の移転その他の第一條第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第十條　第五條の規定による代選人の選任の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添附しなければならない。

2 第五條の規定による登記した事項の変更又は代選人の代選権の消滅の登記の申請書には、その変更又は消滅を証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第十一條　登記すべき事項で大蔵大臣の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（登記事項の公告）

第十二條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（非訟事件手続法の規定の適用）

第十三條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一百三十九条ノ二、第二百四十二条から第二百五十一條ノ六まで及び第二百五十四條から第二百五十七條まで（訴業登記の通則）の規定は、日本開発銀行の登記について準用する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

日本開発銀行法の施行に伴い、日本開発銀行の登記に関する手続  
を窓める必要があるからである。

日本 勅令 銀行登記令參照法律

非證事件手続法

(登記所における事務取扱者)

第一百三十九條ノニ 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局  
又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又  
ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

(登記簿及び附屬書類の閲覧)

第一百四十二条 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ  
2 登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ為シタル者ニハ其  
關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ

(原本抄本の交付、説明)

第一百四十三条 登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ為シタル者ニハ登  
記簿ノ原本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ変更ナキコト、或  
事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ原本若クハ抄本ノ記載事項ニ

変更ナキコトノ証明ヲ為スヘシ

2 郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ原本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書ヲ謂フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

〔登記事項の公報〕  
第一百四十九條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少ク子

一回之ヲ為スコトヲ要ス

2 公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙発行ノ日ノ翌日之ヲ為シタモノト看做ス  
〔登記事項を掲載する新聞紙の選定〕

第一百四十五條 司法事務局ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲

載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ宣報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘ

シ

2 公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙が休刊又ハ廢刊ヲ為ストキハ更ニ  
他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ  
〔新聞公告に代わる掲示〕

第一百四十六條 司法事務局ハ其管轄内ニ公告ヲ為サシムルニ適當ナル

新聞紙ナシト認ムトキハ新聞紙上ノ公告ニ代エ登記所及ヒ其

管轄内ノ市町村役場ノ掲示場ニ公告ヲ為スコトヲ得

(登記の当事者申請の原則)

第百四十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其ノ変更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

(登記更正申請)

第百四十八條 当事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遗漏アルコトヲ発見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

(登記抹消申請)

第百四十九條 当事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記が當法・有限会社法又ハ本法ノ規定ニ成リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

(登記の申請方式)

第百四十九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

乙 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、会社カ申請人ナルトキハ其商号及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

三 登記ノ目的及ヒ事由

四年月日

五 登記所ノ表示

(連署により申請すべき場合における連署不能)

第百五十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正当事由ニ因

リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

乙 連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス

(官序の許可書の添附)

第百五十條ノニ 官序ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルハ申請書ニ官序ノ許可

書又ハ其認証アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

(本店所在地ニ有リ登記と支店所在地ニ有リ登記との関係)

第百五十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記又ヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ  
於テ其登記ヲ申請スルニ人申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ認スル書面  
ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ  
要セス

(印鑑の提出)

第百五十條ノ四 登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ予メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改  
印ヲ爲シタルトキ亦同シ

又前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ  
爲シタル者ニ付之ラ適用ス

(印鑑証明書の交付)

第百五十條ノ五 登記所ハ会社又ハ外国会社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタ  
ル者カ手数料ヲ納付シテ申請ラ爲シタルトキハ其印鑑ノ証明書ヲ交付スヘシ

之 第百四十三條第二項（謄抄本、證明書の郵送），規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付  
キ之ヲ済用ス

（登記申請ノ却下）

第百五十一條 登記所ハ登記ノ申請カラ法、有限会社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルト  
キハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

(職権による登記抹消の通知公告)

第百五十一條ノニ 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記力商法有限会社法又ハ本法  
ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ登見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ  
对于シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ヲ述ヘカルトキハ登記ヲ抹消  
スヘキ旨ヲ通知スヘシ

2 登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代へ登記事事  
項ノ公告ト同一、方法リ以テ公告スヘシ

3 登記所ハ石ノ外相当ト認ム新聞紙ニ同一、公告ヲ掲載セムルコトヲ得

(異議に対する登記所の決定)

第百五十一條ノ三 異議ヲ述フル者ナキトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲  
スヘシ

(職権による登記抹消)

第百五十一條ノ四 異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ登記  
所ハ職権ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

(本店所在地における登記と支店所在地にかけた登記との關係)

第百五十一條ノ五

前三條ノ規定ハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項、登記ニ付ナハ本店、所在地ニ於テ為シタル登記ニ、之ヲ適用ス。

2、前項、場合ニ於テ本店所在地ニ於テ為シタル登記スヘシ之ヲ適用ス。

其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

3、支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

(登記に錯誤違漏有リ等、の措置)

第百五十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ為シタル後、其登記ニ錯謬又ハ違漏アルコトヲ發見シタルトキハ遅滞ナク登記ヲ為シノルセニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤

又ハ違漏又ハ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラズ、  
2、前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遅滞ナク監督法務局又ハ地方法務局ノ  
長ノ許可ヲ得テ登記、更生ヲ為スヘン

(登記簿の滅失と登記の回復)

第百五十四條 商業登記簿、全部又ハ一部ヲ滅失シテモ合ニ於テハ法務

總裁ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記、回復ニ必要ナル龜令ヲ命スルコトヲ得

(登記事務の委任)

第百五十五條 法務総裁ハ數箇、登記所ノ官署ニ属スベキ商業登記、事務ヲ

其一登記所ニ委任スルコトヲ得

(施行細則)

第一百五十六條 登記簿、調整其他登記ニ関スル施行細則ハ法務總裁之ヲ定ム  
(手數料の額)

第一百五十六條、二 第百四十三條第一項(謄本の交付、証明)又ビ第百五十條、

五第一項(印鑑證明書の交付)、手數料、額ハ勘定ノ状況登記簿、謄本、交付等  
ニ要スル実費其他一切の事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(不動産登記法の準用)

第一百五十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十條(登記事務の  
停止)、第十八條(職印の押捺)、第二十條(登記簿等の保存)第二十二條第一項  
(登記簿等の持出禁止)、第二十四條(登記簿等の滅失防止の処分)、第五十九條(行  
政区域の変更)、第一百五十條(審議の申立てとその管轄)、第一百五十一條(審議申立て書)  
第一百五十三條(審議の申立てあつたとき登記官吏のとるべき措置)又ビ第百五  
十四條(審議申立てつきの決定)、一規定ハ商業登記ニテ準用ス